

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市伝統芸能会館のホール等の利用料金の減免		
根 拠 法 令 名	大津市伝統芸能会館条例		(条項) 第 6 条
基 準 法 令 名	大津市伝統芸能会館条例		(条項) 第 6 条
所 管 部 署	市民部 文化・青少年課 文化振興係		
標準処理期間	1 日	法定処理期間	- 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の名称【 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>大津市伝統芸能会館条例第 6 条に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をするとき 全額</p> <p>(2) 公用又は公益上の目的のための行為をするとき 全額</p> <p>[根拠法令等]</p> <p>大津市伝統芸能会館条例</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第 6 条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。